

木更津市告示第109号

道路交通振動の限度に関する区域並びに昼間及び夜間の時間

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2の備考の1及び2の規定により、道路交通振動の限度に関する区域並びに昼間及び夜間の時間を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

平成24年4月1日

木更津市長 水越勇雄

1 区域

振動規制法施行規則別表第2備考の1の第一種区域又は第二種区域	市長が定めた区域
第一種区域	木更津市告示第107号に規定する第一種区域
第二種区域	木更津市告示第107号に規定する第二種区域

2 昼間及び夜間の時間

区分	時間
昼間	午前8時から午後7時まで
夜間	午後7時から翌日の午前8時まで